

改善計画の認定申請支援のご案内

公益社団法人 福島県森林・林業・緑化協会

……事業の概要をご説明します……

1

事業の目的

本県では現在、83の林業事業体が県の改善計画の認定を受けています。

これは、全国でも有数の認定事業体数です。

未認定の事業体から「認定を受けたいがどうしたらよいか」との相談を受ける事があります。

多くの事業体の皆様に改善計画を樹立して頂いて、雇用の改善・事業の合理化を行う中で、認定事業体に就業希望者が安心して就業し、地域に定着していくことを目指します。

認定事業主が受けられる支援：①委託募集（林業労働者の募集を支援センターに委託）
②林業・木材産業改善資金の償還期間の延長（10年から15年に延長）③国有林野事業
における配慮（入札参加資格審査での配慮）④緑の雇用担い手確保支援事業の助成

2

事業の内容

新たな林業事業体改善計画の作成には資料整理などで多くの時間と労力を要します。

申請書作成で多くの指導経験を持つ支援センター職員が、作成のお手伝いをします。

また、作成の際に就業規則や労働条件通知書の見直しなどで、より専門的指導を受けたい場合は、支援センターで社会保険労務士をご紹介することもできます。

実施時期は、随時で、費用の負担はありませんが、打合せ場所の提供等をお願いします。

3

対象事業体の要件

①認定を受けるための、さまざまな要件をクリアしていること（主なものは以下のとおり）

- ・常時雇用する林業の現場作業員が5名以上
- ・労災保険制度へ加入していること
- ・雇用管理の改善および事業の合理化のいずれの改善措置に取り組む意欲と能力があること

4

お問い合わせ

公益社団法人 福島県森林・林業・緑化協会
（福島県林業労働力確保支援センター）

福島市中町5-18（林業会館4F） TEL:024-521-3270 FAX:024-521-3246

メール fukusien@violin.ocn.ne.jp ホームページ www.fukurin-net.jp/